

訪問介護サービス利用 料金表 (1割)

令和7年5月1日

新篠津福祉園ホームヘルプサービス

1.介護給付(基本報酬に特定事業所加算10%および、中山間地域等における小規模事業所加算10%を上乗せします)

身体介護

20分未満	20分以上30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満
163円	244円	387円	567円

生活援助

20分以上45分未満	45分以上70分未満		
179円	220円		

・身体介護に引き続き生活援助を行う場合

20分以上	45分以上	70分以上	
65円	130円	195円	

2.総合事業(新篠津村訪問型サービス・独自)(基本報酬に中山間地域等における小規模事業所加算10%を上乗せします)

週1回程度(要支援1.2)	1、176円
週2回程度(要支援1.2)	2、349円
それ以上(要支援2)	3、727円
介護職員処遇改善加算	総単位数の24.5%を加算

通院等乗降介助	106円(片道・特定事業所加算含む)
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%を加算
初回加算	200円／月
緊急時訪問介護加算	100円／回
生活機能向上連帯加算	100円／月
介護職員処遇改善加算	総単位数の24.5%を加算

加算名	内 容
特定事業所加算Ⅱ	ヘルパーの人材確保(介護福祉士の割合が所定数を満たしている)を行っている事業所に対する加算です。※基本報酬へ10%上乗せ
初回加算	新規の利用者様にサービス提供責任者が初回訪問介護を実施した場合の加算です(過去2月間訪問介護の提供を受けていなかった場合にも算定されます)。
緊急時訪問介護加算	利用者様やご家族様から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャと連携を図りケアマネージャが必要なサービスと認めた時に訪問介護を行った場合の加算です
生活機能向上連帯加算	サービス提供責任者と訪問リハビリテーションの理学療法士と共同してアセスメントを行い、連携して訪問介護計画を作成し計画に基づいてサービスを行なった場合の加算です
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善が後退しないよう、更なる資質向上の取り組み、雇用環境の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とした加算です
特定処遇改善加算Ⅰ	経験、技術のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算です
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の雇用改善のための加算です
口腔連携強化加算	事業所と歯科専門職の連携のもと、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価 月1回 50単位
中山間地域等小規模事業所加算(規模)	前年度の平均訪問数が概ね月平均200回以下の小規模事業所が対象の加算です。※基本報酬へ10%上乗せ